

山口市キャラクターデザインの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市観光親善大使「ナット Cholくん」及び名山めぐりイメージキャラクター「山県さくら」(以下「キャラクター」という。)のデザイン(別図)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの使用承認申請)

第2条 キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日の1箇月前までに山口市キャラクターデザイン使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は、公益法人が非営利目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌その他報道機関が報道目的で使用するとき。
- (3) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 商工会、観光協会及び各種団体、市の機関が非営利目的で使用するとき。
- (5) 個人が営利を目的にせず、かつ、個人的に又は家庭その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 山口市の信用又は品位を損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれがあると認めるとき。

- (4) 不当な利益を得るために使用するとき、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するとき、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (6) 第6条各号に規定する事項を遵守しないとき、又は遵守しないおそれがあると認めるとき。
- (7) その他市長がキャラクター使用について、不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターデザインの使用を承認するときは、山県市キャラクターデザイン使用承認（変更）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定によるキャラクターデザイン使用の承認に必要な条件を付することができる。

4 市長は、キャラクターデザインの使用を承認しないときは、山県市キャラクターデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第4条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第5条 使用を承認する期間は、当該承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、期間に関して市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用の承認を受けた者（第2条ただし書の規定により使用の承認を必要としない者を含む。以下「使用者」という。）はキャラクターデザインの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等に従って使用すること。ただし、やむを得ず色、形状等を変更して使用する際は、市と協議をすること。

- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) キャラクターを使用する物品等には、キャラクターの名称表記を伏すこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (5) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。
- (7) キャラクターの使用にかかる物品等が完成したときは、当該完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の更新)

第7条 使用者は、使用承諾の更新を希望するときは、使用期間の末日の1箇月前までに申請書を提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ山口市キャラクターデザイン使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、山口市キャラクターデザイン使用承認(変更)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取消し、又は使用の中止(以下取消し等という。)を命ずることができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) その他不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の取消し等を命じたときは、山口市キャラクターデザイン使用承認取消・中止命令通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認の取消し等を命じられた者は、当該承認の取消し等の命令の日以降、その使用者へのキャラクター使用は認めない。

4 使用の承認の取消し等によって生じた損害については、市は、その

責めを負わない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、キャラクターの使用によって自己が受け、又は第三者に与えた損害又は損失について、市は、その責めを負わない。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

山県市キャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

山県市長

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者名)
電話番号

山県市キャラクターデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。
なお、申請にあたっては、山県市キャラクターデザインの使用に関する取扱要領を遵守します。

記

使用するキャラクター (「山県さくら」は希望 する番号を記入)	<input type="checkbox"/> 山県市観光親善大使「ナッチョルくん」() <input type="checkbox"/> 名山めぐりイメージキャラクター「山県さくら」()
使用期間	年 月 日()～ 年 月 日()
使用目的	
使用方法	
有償・無償の別	有償(売価 円(税込))・無償
使用数量	
使用責任者 (所属・氏名)	電話番号
備考	

※企画立案書、製品見本その他使用の用途が分かる書類を添付してください。

完成見本確認日 年 月 日
確認者印

様式第2号(第3条関係)

山県市キャラクターデザイン使用承認(変更)通知書

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました、山県市キャラクターデザイン使用申請について、下記のとおり承認しますので通知します。

記

使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
使用目的	
使用方法	
有償・無償の別	有償(売価 円(税込)) ・ 無償
使用数量	
使用条件	※使用に際しては、山県市キャラクターデザイン使用に関する取扱要領及び承認内容を遵守すること。
備考	

※キャラクター使用にかかる物品等が完成したときは、完成見本を速やかに提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難である場合は、その写真を提出すること。

様式第3号(第3条関係)

山県市キャラクターデザイン使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました、山県市キャラクターデザイン使用申請について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

該当事項	不承認理由
	山県市の信用又は品位を損なうおそれがあるため
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため
	特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるため
	不当な利益を得るために使用している又は使用するおそれがあるため
	自己の商標や意匠とするなど独占的に使用している又は使用するおそれがあるため
	その他 ()

様式第4号(第8条関係)

山県市キャラクターデザイン使用承認変更申請書

年 月 日

山県市長

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者名)
電話番号

年 月 日付 第 号 で承認を受けた山県市キャラクター
デザイン使用について、次のとおり変更したいので申請します。

なお、山県市キャラクターデザイン使用に関する取扱要領を遵守します。

変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変更理由		
連 絡 先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

※必要に応じて、申請者の概要を示す書類、事業の企画書、その他参考資料を添付してください。

様式第5号(第9条関係)

山県市キャラクターデザイン使用承認取消・中止命令通知書

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

山県市キャラクターデザインの使用について、次のとおり(取消しました/中止を命じました)ので通知します。

(取消/中止命令)対象	<input type="checkbox"/> 山県市観光親善大使「ナッチョルくん」() <input type="checkbox"/> 名山めぐりイメージキャラクター「山県さくら」()
(取消/中止命令)日	年 月 日
(取消/中止命令)事由	

※ 承認の(取消/中止命令)日以後は、キャラクターデザインは使用できません。